
亀岡市バリアフリー基本構想
(千代川駅周辺地区) の策定について

◎バリアフリー基本構想策定の趣旨

1. バリアフリー基本構想とは？

- 我が国においては、急速に少子高齢化が進んでおり、平成23年（2011）には総人口に占める65歳以上の高齢者が23.3%となっています。さらに平成25年（2013）には4人に1人が高齢者となる本格的な高齢化社会を迎えようとしています。また、障害のある人と障害がない人が同等に生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念や、すべての人が利用しやすい生活環境にしていくという「ユニバーサルデザイン」の考えの浸透から、高齢者や障害のある人などが自立した日常生活や社会生活を営むことができるまちづくりを進めることができます。
- このような背景の中、建築物を対象とした「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（通称：ハートビル法）が平成6年9月に、公共交通機関と周辺経路を対象とした「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称：交通バリアフリー法）が平成12年11月に施行され、バリアフリー化が進められてきましたが、2法を一括し、施策を総合的に推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」）が平成18年12月に施行されました。
- このバリアフリー新法は、高齢者や障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む、全ての障害者）、妊産婦、けが人などの移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進することを目的としており、公共交通機関、建築物、都市公園、路外駐車場、歩行空間の新設時における移動円滑化基準への適合義務を果たすことによって各施設のバリアフリー化を促進しようとするものです。
- この法律において、市町村は、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）について、基本構想を作成することができるとされています。基本構想制度は、移動円滑化基準への適合義務規定が個々の施設等のバリアフリー化を図るものであることと比較すると、施設が集積する地区において、面的・一体的なバリアフリー化を図ることをねらいとしており、駅を中心としたまちづくりを推進する場合には、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進できる有効な手法となります。

2. 亀岡市バリアフリー基本構想（千代川駅周辺地区）について

（1）亀岡市の取り組み

平成16年3月に「亀岡市交通バリアフリー基本構想（亀岡駅周辺地区）」を策定し、JR亀岡駅を中心とした周辺地区（約180ha）のバリアフリー整備に取り組んできたところです。

（2）千代川駅周辺地区

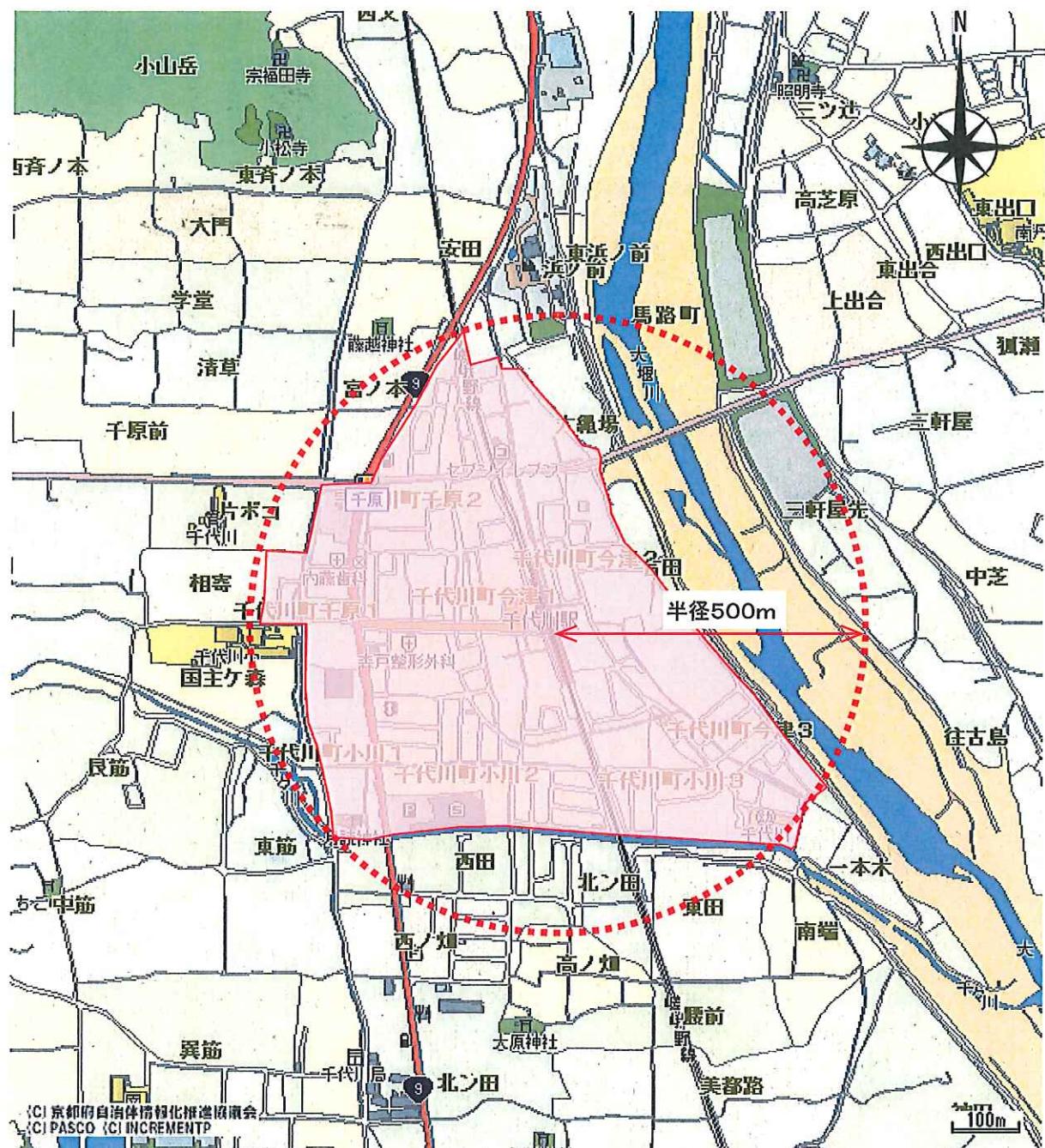
平成23年4月に策定した「亀岡市第4次総合計画～夢ビジョン～」では、鉄道駅を中心とした都市核の形成を重要施策としており、JR千代川駅は北部都市核の拠点として位置付けられています。

（3）対象地域

JR千代川駅を中心とした地区（約39ha）において、バリアフリー基本構想を策定し、駅や駅周辺施設のバリアフリー整備を推進し、高齢化社会等に対応した安全・安心の歩行空間ネットワークを重視したまちづくりを推進していきます。

亀岡市千代川町

スケール:1 / 10000



バリアフリー基本構想（千代川駅周辺地区）

<策定に向けての基本的な流れ>

<事務局作業>

- 策定に係る調査企画の設計・調整

**第1回
協議会
(12/27)**

- 構想について
- 策定方針とスケジュールについて
- 千代川駅周辺地区の概況 等

<事務局作業>

- ・ 統計等の整理
- ・ 整備内容等の仮説
- ・ アンケート調査の実施（1月末日回収 締切）
- ・ ヒアリング調査の実施
- ・ 重点整備地区の設定
- ・ タウンウォッチングの企画調整

タウンウォッチング（2月上旬）

<事務局作業>

- ・ 基礎調査結果の取りまとめ
- ・ 構想骨子の作成

**第2回
協議会
(2月下旬)**

- 基礎調査結果（統計・アンケート・ヒアリング等）について
- タウンウォッチングの結果について
- 基本構想の目標と整備方針について

<事務局作業>

- ・ 構想案の作成

**第3回
協議会
(3月中旬)**

- バリアフリー基本構想（案）について

<事務局作業>

- ・ 構想の策定